

国立大学法人群馬大学における文書の専決に関する規程

令和 7. 2. 1 制定

改正 令和 7. 4. 1

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学における文書の専決について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「学部等」とは、群馬大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条に規定する研究科及び学府、大学院学則第4条の2に規定する学環、学則第6条に規定する附置研究所、学則第7条に規定する総合情報メディアセンター、学則第7条の2に規定する機構、学則第8条に規定する学内共同教育研究施設、学則第8条の2に規定するダイバーシティ推進センター並びに学則別表第1－3に規定する医学部附属病院をいう。

(専決)

第3条 別表に掲げる事項については、同表の専決者欄に掲げる者が専決できる。

附 則

- 1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 国立大学法人群馬大学の学部等における人事関係事務の専決に関する規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。
- 3 群馬大学の学部等における学生関係事務の専決に関する規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

学部等における専決

事 項	名 義 者	専 決 者
1 教員の長期研修の承認に関するもの		
(1) 大学教員	学 長	学部等の長
(2) 附属学校の教諭	学 長	附属学校長
2 学部等の職員の次に掲げる事項		
(1) 職務に専念する義務の免除の承認	学 長	各学部等の 事 務 長 又は 主 管 課 長 (注)
(2) 始業又は終業の時刻の変更の承認		
(3) 週休日及び休日の振替の承認		
(4) 超過労働時間、週休日及び休日労働の免除に関する承認		
(5) 代替休暇の承認		
(6) 休暇の承認		
(7) 超過勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令		
(8) 育児時間及び介護部分休業の承認		
3 医学部、医学系研究科、保健学研究科、医学部附属病院、重粒子線医学推進機構及び昭和地区事務部の職員に係る初任給調整手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当、精神病患者診療手当、集中治療病棟入院患者診療手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る認定及び確認	学 長	昭和地区事務部 総 務 課 長
4 学部、研究科、学府又は学環の学生に関する次のもの		
(1) 学生の休学の許可	学 長	学 部 、 研 究 科 、 学 府 又は 学 環 の 長
(2) 学生の復学（休学期間満了前の場合）の許可		
(3) 学生の他大学又は他学部受験の許可		
(4) 学生の留学の許可		
(5) 学生の退学の許可		
(6) 学生の除籍（学則第50条第1号、第2号及び第4号から第6号までに該当するもの）		
5 学長名をもってする受託事業に関するもの	学 長	学部等の長
6 学部等で保有又は管理する車両の車庫証明に関するもの	学 長	学部等の長
7 高周波利用設備変更許可に係る申請に関するもの	学 長	学部等の長
8 学校の教育活動に係るスポーツゴルフ場利用税の非課税利用証明に関するもの	学 長	医 学 部 長
9 献体者に対する感謝状に関するもの	学 長	医 学 部 長
10 医学部附属病院開設者を名義とする主管官公庁への協議、申請及び報告並びに届出に関する次のもの		
(1) 覚せい剤施用機関の指定更新の協議に関するもの	学 長	医 学 部 附 属 病 院 長
(2) 保険医療機関の届出事項変更に関するもの		

(3) 各種指定医療機関の指定の更新又は事項の変更に関するもの		
(4) 救急告示医療機関の変更に関するもの		
(5) 機械等設置届に関するもの		
(6) 特定細胞加工物製造に係る届出に関するもの		
(7) 再生医療等委員会認定事項に係る届出に関するもの		
11 解剖経験の証明に関するもの	学 長	医 学 部 附属病院長
12 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金に関するもの	学 長	附属学校長

(注) 共同教育学部附属学校に所属する教員については学校長、医学部附属病院の検査部、放射線部及び薬剤部に所属する職員については各部長、看護部に所属する職員については副看護部長とする。

事務局における専決

事務局共通事項

事 項	名 義 者	専 決 者
1 法令等に基づき、学長名をもってする主管官公庁への協議、申請、報告等に関する次のもの		
(1) 重要ではあるが定例的なもの	学 長	主管部長
(2) 軽易なもの	学 長	主管課長
(3) 役員会において審議の上、了承されたもの	学 長	主管課長
2 官公庁等からの通知類の学内通知（特に重要なものを除く。）		
(1) 重要なもの	学 長	主管部長
(2) 軽易なもの	副学長、 担当理事 又は 事務局長	主管課長
3 学長、副学長、理事又は事務局長名をもってする通知、照会、回答、報告等に関する次のもの		
(1) 重要ではあるが定例的なもの	学 長、 副学長、	主管部長
(2) 軽易なもの	担当理事 又は	主管課長
(3) 役員会において審議の上、了承されたもの	事務局長	主管課長
4 学長名をもってする諸証明のうち、軽易なもの	学 長	主管課長
5 事務局の部長、課長及び監査室長の次に掲げる事項		
(1) 職務に専念する義務の免除の承認	学 長	事務局長
(2) 始業又は終業の時刻の変更の承認		
(3) 週休日・休日の振替の承認		
(4) 代替休暇の承認		

(5) 休暇の承認		
(6) 育児時間及び介護部分休業の承認		
6 事務局の副課長以下の職員及び非常勤職員の次に掲げる事項		
(1) 職務に専念する義務の免除の承認	学 長	主管課長
(2) 始業又は終業の時刻の変更の承認		
(3) 週休日・休日の振替の承認		
(4) 超過勤務、週休日及び休日労働の免除に関する承認		
(5) 代替休暇の承認		
(6) 休暇の承認		
(7) 超過勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令		
(8) 育児時間及び介護部分休業の承認		
7 部長名をもってする通知、照会、回答、報告等のうち、定例的なもの又は軽易なもの	主管部長	主管課長

総務部所掌事項

事 項	名 義 者	専 決 者
1 職員の赴任のための旅行命令	学 長	総務課長
2 学長名又は事務局長名をもってする慶弔電報の発信	学 長 又は 事務局長	総務課長
3 公印の作成、改刻又は廃止に関する事	学 長	総務部長
4 規則等の制定又は改廃のうち、役員会、教育研究評議会、経営協議会若しくは執行役員会議の承認を受けたもの又は改正内容が形式的で軽微なもの	学 長	総務課長
5 事務関係規則の制定及び改廃	学 長	総務部長
6 大学概要及び学報の発刊に関する事	学 長	総務課長
7 学長名をもってする兼業に関する許可又は承認	学 長	総務課長 又は 人事労務課長
8 割愛に関する学外への照会及び回答	学 長	人事労務課長
9 職員（教員を除く。）に関する次の事項		
(1) 採用及び昇任の発令	学 長	事務局長
(2) 配置換、休職、復職、降任、出向及び退職（本人の意思又は同意によるもの。）の発令		
10 職員の育児休業及び介護休業に関する発令（休業の開始、休業期間の変更、復帰）	学 長	人事労務課長
11 職員の委嘱に関する発令（大学の運営に係る助言等を行う特別な職の委嘱に関するものを除く。）	学 長	人事労務課長
12 非常勤職員の任免（13及び14に掲げるものを除く。）	学 長	総務部長

13	非常勤講師、学校医及びカウンセラーの任免	学 長	人事労務課長
14	TA、RA、SA、教育研究等補助者、研究活動支援者の任免	学 長	人事労務課長
15	昇給、基本年俸の改定及び号俸の調整の発令	学 長	事務局長
16	俸給の調整額の発令	学 長	人事労務課長
17	勤勉手当の成績率の決定	学 長	事務局長
18	職員（医学部、医学系研究科、保健学研究科、医学部附属病院、重粒子線医学推進機構及び昭和地区事務部を除く。）の初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当等に係る認定及び確認	学 長	人事労務課長
19	退職手当の発令	学 長	事務局長
20	健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得、喪失等の届出	学 長	総務部長
21	共済組合長期給付の請求書の進達	支 部 長	総務部長
22	共済組合に関し、支部長名をもって発する文書のうち軽易なもの	支 部 長	総務部長
23	労働保険に関するもの	学 長	人事労務課長
24	職員の研修についての報告	事務局長	総務部長
25	職員のレクリエーションについての計画及び実施	学 長	事務局長
26	健康診断に基づく事後措置の命令	学 長	総務部長
27	職員の安全保持に関する計画及び実施	学 長	事務局長
28	非常勤職員（パート職員）を5年を超えて雇用する場合の審査	学 長	事務局長
29	無期労働契約転換の申出にかかる受理	学 長	総務部長
30	姓名の変更及び旧姓使用の申出に関するもの	学 長	人事労務課長
31	人事に関する定期的諸報告	学 長	事務局長

財務部所掌事項

事 項	名 義 者	専 決 者
1 契約に関する次の事項		
(1) 学長名をもってする契約（重要なものを除く。）	学 長	事務局長
(2) 特別検査職員及び特別監督職員の任命	事務局長	財務部長
(3) 仕様策定委員の委嘱	事務局長	財務部長
2 寄附金の経理に関するもの	学 長	財務部長
3 不動産に関する次の事項		
(1) 官公署に対する不動産の借入れ	学 長	財務部長
(2) 境界確定の協議		
(3) 固定資産の減損の兆候の有無の判定、認識及び必要な処理		
(4) 重要な財産の不用決定の承認		
(5) 寄附に関するもの		
4 損害保険の加入手続、事故報告、保険請求等に関するもの	学 長	財務部長

5 教職員等宿舎に関する次の事項		
(1) 宿舎の貸与（同居者の入居を含む。）及び明渡し猶予の承認	学 長	財務部長
(2) 宿舎の改造、模様替等被貸与者の行う工事の承認		
(3) 無料宿舎貸与の指定		
(4) 有料宿舎使用料の決定		
(5) 宿舎損害賠償金軽減の承認		
(6) 宿舎借用の申請、返還等		

学務部所掌事項

事 項	名 義 者	専 決 者
1 教養教育担当の非常勤講師に対する内国旅行命令	学 長	教務課長
2 教養教育の用務に係る旅行依頼	学 長	教務課長
3 特別の課程に関するもの（特に重要なものを除く。）	学 長	担当理事
4 教職課程認定に関するもの（特に重要なものを除く。）	学 長	担当理事
5 教育職員免許法認定講習に関する指導の承認	学 長	学務部長
6 学生証に関するもの	学 長	教務課長
7 課外活動施設の使用承認に関するもの	学務部長	学生支援課長
8 入学者選抜に関する次のもの（特に重要なものを除く。）		
(1) 重要ではあるが定例的なもの	学 長	担当理事
(2) 軽易なもの	学 長	学務部長
9 大学入学共通テストに関するもの（特に重要なものを除く。）	学 長	担当理事
10 入試広報に関するもの（特に重要なものを除く。）	学 長	学務部長
11 学位申請論文の受理	学 長	学務部長
12 日本学生支援機構事業又は財団等事業に係る奨学金に関するもの	学 長	学務部長
13 養心寮の入退寮の許可等に関するもの	担当理事	学務部長
14 文部科学省国費外国人留学生の受入れに関するもの	学 長	学務部長
15 政府派遣留学生の受入れに関するもの	学 長	学務部長
16 日本学生支援機構事業に係る留学に関するもの	学 長	学務部長

研究推進部所掌事項

事 項	名 義 者	専 決 者
1 学術奨励金及び研究助成に関するもの	学 長	研究推進部長
2 研究員及び研修員に関するもの		
3 遺伝子組換え実験に関するもの		
4 科学研究費助成事業に関するもの		
5 寄附金の受入れに関するもの		

6	日本学術振興会事業に係る研究者の受入れに関するもの		
7	JICA事業に係る専門家・調査団派遣に関するもの		
8	動物実験に関するもの（自己・点検評価に関するものを除く。）		
9	知的財産権に係る証明書等に関するもの		
10	外国人受託研修員の受入れに関するもの		
11	外国人研究者の受入れに関するもの		
12	中国医学研修生の受入れに関するもの		
13	研究インテグリティに関するもの		
14	競争的研究費等からの研究代表者の人件費の支出に関するもの		
15	競争的研究費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施に関するもの		
16	名誉教授等の損害保険の加入手続、事故報告、保険請求等に関するもの		